畑作物の直接支払交付金を

申請する皆さまへ

重要なお知らせ

経営所得安定対策等交付金交付申請書の畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請欄 で「する」を選択した場合、『数量払』と『面積払』の両方の交付申請を行ったことにな ります。面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払 いするものですので、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。 その年の対象作物の単収が「地域(市町村別等)の基準単収」を大きく下回った(2分 の1未満)場合、低単収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。 万が一、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込 み等は行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時 に必要となりますので、適切に保存してください。

- 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等
- 被害状況がわかる書類等
 - (1)地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を 裏付ける書類(農作物共済の支払書類等)
 - (2)被害状況や対策及び改善措置を施したことが分かるほ場の写真等





今理的な理由が確認できない場合 面積払交付金は返還又は不交付となります。



宮城県版

自然災害等の合理的な理由として認められない例

- 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない。
- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない。
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない。
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ること が明らかに困難なほ場で栽培している。
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指 導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない。
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない。





ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。 東北農政局宮城県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当) 電話 022-221-1105

市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

農林水産省

東北農政局

畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和7年産)

【宮城県】 (単位:kg/10a)

市町村名	小麦 (秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大 豆	そば	なたね
仙台市	304		255		136	34	14
石 巻 市	420		343		182	44	
塩 竃 市					66		
気 仙 沼 市	405		327		87	25	
白 石 市	278		327		72	20	14
名 取 市	405		351		135	26	14
角田市	282		379		84	17	14
多賀城市					122	23	
岩沼市	405		327		138	22	14
登 米 市	365		240		189	37	14
栗原市	405				129	22	14
東松島市	411		343		173	18	
大 崎 市	421		327		174	19	33
富谷市					75	11	
蔵 王 町	405		327		87	26	14
七ヶ宿町					99	56	
大 河 原 町			444		113	23	14
村田町	174		378		87	21	
柴 田 町			302		85	18	
川崎町	405		304		88	26	
丸 森 町			327		75	15	
亘 理 町	405		327		112	22	
山元町					98	18	
松島町	350				104	18	14
七ヶ浜町					124		
利 府 町					99	23	
大 和 町	223		129		93	16	
大 郷 町			327		118	14	
大 衡 村	193		327		82	26	
色 麻 町					153	23	
加美町	350		327		162	18	
涌 谷 町	404		416		169	23	
美 里 町	431				196	20	
女 川 町					155		
南三陸町	405				92	15	
上記以外の市町村 の 基 準 単 収		310	327	276	155	23	14

⁽注) 「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に 市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。